

保育所等の利用申込に関する確認書

【申込みについて】

・「保育所等利用案内」の内容を十分に理解したうえで、申込みをします。
・提出された書類の返却、コピー等は一切できません。育児休業、児童ホーム等の手続などで控えが必要な場合は、提出前にコピー等をしてください。 <u>なお、法律の改正により、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は申請書類の写しが必要となります。</u>
・希望施設については、必ず見学し、施設的环境、教育・保育方針等を確認したうえで、申込みをします。また、申込児童にアレルギー、食事制限、発達・発育で気になること等がある場合は、施設で対応が可能なことを確認したうえで、申込みをします。なお、希望施設の見学をしていないとき（施設に見学記録がないときを含む）は、利用調整ができない場合があります。
・申請書及び必要書類に記載された内容（記載がない場合を含む）が事実と異なる場合、給付認定及び入所内定を取り消される場合があります。
・申込み後に勤務先や保育を必要とする理由等が変更した場合は、すみやかに就労証明書等の必要書類を提出します。保育所等への入所内定後に保育の必要性の点数が少なくなる場合は、利用調整の公平性の観点から、入所内定を取り消される場合があります。
・保育所等への入所内定後に入所を辞退した場合は、申請を取り下げます（保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となります。）。 <u>なお、内定した場合、入所を辞退しても保留通知は発行できません。</u>
・保育所等への入所内定後に入所を辞退した場合は、同一年度内の利用調整において、優先順位が下がります。
・転園希望については、保育の実施を受けていない新規申込みを優先します。また、転園は現在利用中の施設の退園とあわせて決定します。 <u>内定した転園先を辞退すると利用できる施設がなくなります。</u>
・入所後、お子様が環境に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間については、お子様によって個人差がありますが、おおよそ2週間程度かかります。 <u>なお、入所日より前に慣らし保育をすることはできません。</u>

【利用調整について】

・入所希望月の申込締切日までに提出された申請内容に基づき、保育の必要性を保育所等利用調整基準により申込みや希望施設の状況等を勘案して利用調整を行います。申込み順に入所が決まるわけではありません。
・希望施設を変更する場合は、必ず見学し、申込締切日までに申し出てください。 <u>なお、4月2次の利用調整については、令和8年2月13日まで希望施設の変更を受け付けます。</u>
・令和8年4月の入所が内定した方で、令和8年3月の利用申込をしている場合、4月の入所が内定した施設のみ利用調整となります。
・利用調整において保留となった場合、年度内に限り、翌月以降も継続して入所調整を行います。なお、保留通知は最初の利用調整月のみ送付します。 <u>また、翌年度の入所は別途申込みが必要です。申込みの受付期間にご注意ください。</u>

【その他】

入所後、定期的に保育の必要性（保護者の就労実態等）について継続して調査を行います。保育の必要性が確認できない場合、退園となります。
育児休業から復帰するために申込みをする場合 入所翌月の14日までに復帰し、その月の末日までに復職証明書を提出してください（<u>復職とは、育児休業を取得した職場に復帰すること</u>を指します）。入所翌月の14日までに復職していない場合や、育児休業を取得した職場に復職せず転職等をした場合は、新しい就労先が決定していても原則退園となります。また、派遣社員の方で育児休業を取得されている方は、同じ派遣元に復職する必要があります。
就労見込みの証明書を提出して入所した場合 入所月の月末までに就労を開始してください。就労時間等が申込み時より少なくなり、保育の必要性の点数が少なくなる場合は、利用調整の公平性の観点から、原則退園となります。なお、令和8年4月に入所した方は、令和8年5月10日までに改めて就労証明書を提出してください。
妊娠・出産期間に入所した場合 申込み時の入所理由にかかわらず、妊娠・出産の期間中に入所した場合は、出産日の8週後の月末で退園となります。引き続き、求職活動、育児休業などでの利用はできません。
「求職活動」要件でお申込みの方 入所した月を含めて2か月以内に就労し、就労証明書を提出してください。2か月以内に就労ができない場合は、退園となります。
保育料（利用者負担額）について 3～5歳児のクラスは、幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯の保育料が無償化されました。ただし、給食の食材料費や送迎に関する費用、行事開催に伴う一部の費用などは対象外です。 0～2歳児のクラス市町村民税非課税世帯の保育料は無償となりますが、その他の世帯（課税世帯）は、毎月、保育料の納付が必要となります。保育料は、保護者の市町村民税課税額に基づき算定され、入所した月の月上旬に保育料決定通知が送付されます。利用しない日があっても減額はされません。
給食費について 風邪等による欠席や自然災害等による臨時休園などの場合においても、すでに給食食材を購入し、準備していることから、原則、返金の対応は行っておりません。

【希望者のみ】

下記項目に☑した場合、利用調整の優先順位が下がります。

☐	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。
---	---

保護者署名欄	以上のことを確認（同意）のうえ、保育所等の利用申込を行います。
	年 月 日
	申込児童氏名 _____
	保護者氏名 _____